

会 則

1. 総 則

第 1 条(名称・目的)

本クラブの名称は、ばれった(以下「本クラブ」といいます。)と称し、本クラブの会員が本クラブの営業用施設(以下「本施設」といいます。)ならびに提携駐車場・駐輪場(以下「提携施設」といいます。)を安全・快適に利用して、心身の健康維持・増進・会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第 2 条(運営・管理)

本クラブの施設は、株式会社久八(以下「会社」といいます。)が運営・管理をおこないます。

2. 会 員

第 3 条(会員・契約期間)

- (1)本クラブは個人の会員制とし、会社と契約を締結し会員になった方が、その種別毎の利用範囲に応じて本施設ならびに提携施設を利用することができるものとします。
- (2)本クラブへの入会を希望する方(以下「入会希望者」といいます。)は、入会に際して会社が定めた入会手続を行わなければなりません。
- (3)会員の契約期間については、施設利用の有無を問わず会員が会社所定の退会手続を完了するまでは自動的に更新されるものとします。

第 4 条(入会手続)

- (1)会社が定めた入会手続は次のとおりとします。
 - ①本会則・利用約款の承認
 - ②入会申込書・健康状態申告書への自署
 - ③会社が指定するばれったカード(以下「指定カード」といいます。)の提携クレジットカード会社(以下「指定カード会社」といいます。)に対する「カード入会兼会費決済利用申込書」(以下「指定カード申込書」という)への自署・押印
 - ④(4)記載の同意書への自署・押印
 - ⑤所定の料金納入
- (2)入会手続に際して、会社は入会希望者に対し、会社が定める本会則・利用約款等についてその要旨を説明のうえ、各 1 部を交付するものとします。ただし、入会希望者が本クラブのホームページ等により事前に本会則・利用約款を確認し承認している場合は、会社はその要旨説明を割愛することがあります。
- (3)会社は、指定カード申込書ならびに同意書の控えを入会希望者に交付するものとします。
- (4)同意書における同意事項は次のとおりとします。
 - ①本会則および利用約款の内容についてすべて承認し、これを遵守すること。
 - ②入会申込書、健康状態申告書、指定カード申込書等に虚偽申告・記載がないこと。
 - ③入会手続後であっても本会則・利用約款違反等が発生した場合には、入会取消・会員資格停止や除名・強制退会処分を受けても一切の異議申立てをおこなわないこと。

第 5 条(仮入会の承認・正式入会の追認)

- (1)会社は、入会希望者が入会に必要な会社所定のすべての入会手続を完了し所定の料金を納入した時点で、入会希望者が仮入会することを承認します。
- (2)指定カード会社からの指定カード申込に関する承認が得られた時点で、会社はその会員が正式に入会したことを追認します。この場合、会社は会員への追認告知はいたしません。
- (3)会社は、当該会員が仮入会の状態であっても、前 2 項の期日までは本施設ならびに提携施設を利用することを承認します。

第 6 条(入会資格および仮入会取消)

- (1)本クラブに入会するにあたり、その入会資格を有する方は満 15 歳以上(中学生を除く)の男性・女性(子供スイミングスクールを除きます。)であり、本会則ならびに利用約款を承認し遵守される方とします。なお、入会希望者が未成年の場合は、親権者の同意が必要となります。
- (2)また以下の各号のいずれかに該当する場合は、入会資格を有していても入会をお断りいたします。
 - ①感染症および感染性のある疾患の方(ただし、会社が別途定める基準に準じて認める場合は除きます。)
 - ②暴力団およびその関係団体に属されている方(入会希望者が未成年の場合は、親権者も対象となります。)
 - ③刺青のある方(ファッションタトゥーを含みます。)
 - ④妊娠中の方
 - ⑤本施設ならびに提携施設の利用を自立しておこなえない方、および本施設ならびに提携施設内の各案内・表示・館内放送ならびに会社の従業員(以下「従業員」といいます。)の指示等を自立して理解することが困難な方
 - ⑥他の会員および従業員に対して、その行動・発言による威嚇・脅迫をおこなう恐れ、あるいは品性なき行為をおこなう恐れがあると会社が判断された方
 - ⑦一時的にせよ筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病がある方、および人工的な臓器を使用している方
 - ⑧その他入会に先立ち、会社が要請する健康状態申告書への記載内容および医療機関の実施する健康診断等の結果により、本施設の利用に支障があると会社が判断された方
- (3)入会手続が完了されたあとで、入会希望者からの指定カード申込みに対して希望に添えない旨の審査結果が指定カード会社より提示された場合は、会社は仮入会の取消をおこない、この場合は会員が納入した入会登録金ならびに諸会費のうち役務提供未経過月分を返金いたします。
- (4)満年齢 80 歳を越えた方は入会することができません。ただし、会社が許可した場合はこの限りではありません。
- (5)満年齢 75 歳以上の会員は毎年誕生日に会社カウンセリングを受けていただき、場合により医師の診断を受けていただきます。
- (6)満年齢 80 歳の誕生日をもって会員を継続することはできません。ただし、会社が継続を許可した場合はこの限りではありません。

第7条(健康状態の確認・申告)

- (1) 入会希望者は本クラブに入会するに際し、現在の健康状態を会社所定の健康状態申告書に虚偽の申告がないよう記載していただきます。
- (2) 健康状態申告書の記載事項についていずれか一つに該当する場合は、会社は会員に対し過去 1 か月以内に医療機関が実施した健康診断結果等書類の提出を求めることがあり、これによっても安全な本施設利用に支障があると会社が判断した場合は、本会則第6条2項8号該当として会社は入会をお断りいたします。
- (3) 入会時に申告した健康状態について、入会後に変化が生じた場合は、会員は会社に対しすみやかにその変化した内容をあらかじめ申告しなければならないものとします。
- (4) 会員は本クラブに入会後も、各自の責任において健康管理をおこなうものとし、本施設利用と会員の健康状態に関する一切の関連性について、会社はその責を負いません。

第8条(会員種別)

本クラブの会員種別は、次のとおりといたします。

- ①フルタイム会員
- ②ファミリー会員
- ③デイトタイム会員
- ④ナイトタイム会員
- ⑤90分会員
- ⑥ミリオネア会員(フルタイム・ファミリー会員計2名の5年間一括前納制度)

第9条(会員の家族の範囲等)

- (1) 会員種別のうち、ファミリー会員・ミリオネア会員に該当する家族の範囲は、代表会員の同居2親等親族の方までといたします。
- (2) ファミリー会員が単独で在籍することはできませんので、代表会員が退会される場合、代わりの方が代表会員としてフルタイム会員に入会するか、継続される方が他の種別への変更をするかのいずれかとなります。
- (3) ミリオネア会員において、うち1名の方が退会される場合は、ファミリー会員が退会するものと判断し、会社は別途定めた清算返金表に基づき役務提供未経過月分の諸会費を返金します。
- (4) ミリオネア会員において、うち1名の方が退会されて代わりの方が入会する場合でも、通常入会と同様の手続と会員資格が必要となります。
- (5) ファミリー会員の諸会費については、代表会員名義の口座よりまとめて振替納入をすることができます。この場合に限り、ファミリー会員は指定カード申込みの必要はありません。
- (6) ミリオネア会員の諸会費は、入会時に現金もしくは会員が所有しかつ会社が提携する各種クレジットカード決済にて納入していただきます。したがって指定カード申込みの必要はありません。

第10条(会員証)

- (1) 会社は会員に対し、会員証を発行・貸与するものとし、会員が本施設に入館する場合は、施設利用の有無を問わず、入館時に会員証を会社に預けなければなりません。
- (2) 会員証を忘れて来館された場合、会員本人の確認ができるものを携帯されていない限り、本施設への入館はできません。
- (3) 紛失したときは、会員は会社所定の方法にて遅滞なく再発行の手続をとらなければならず、会員証再発行手数料を納入していただきます。
- (4) 会員資格を喪失した場合、または退会する場合は、会員は遅滞なく会員証を会社に返還しなければならず、この際に紛失が判明した場合も前3項と同様に会員証再発行手数料を納入していただきます。

第11条(入会登録金)

- (1) 本クラブの入会に際しては、会社が別途定める入会登録金を入会手続時に、現金もしくは会員が所有しかつ会社が提携する各種クレジットカード決済にて納入していただきます。
- (2) 本クラブの入会登録金は別紙料金表の通りとします。
- (3) 会員紹介・提携店舗等による入会登録金の割引制度について、会社は定めた期間・条件の範囲内でこれを行なう場合がありますが、この期間・条件以外で入会登録金を納入した会員に対して、会社は事後の割引制度適用を一切おこないません。
- (4) 本会則第6条に該当する場合を除き、いったん納入された入会登録金は、理由の如何を問わず会社はこれを返金いたしません。
- (5) 入会登録金には、会員証の発行手数料・会員登録のための手数料ならびに会員の在籍期間中の個人情報等管理料が含まれています。
- (6) 入会登録金は会員の在籍期間中のみ有効となり、退会後に再度入会される場合はあらかじめ入会登録金を納入していただきます。

第12条(諸会費)

- (1) 本クラブにおける諸会費は、次のとおりといたします。
 - ① 会員在籍契約のための月会費(ミリオネア会費を含みます)
 - ② 個人契約ロッカーの月額使用料
 - ③ レンタルオプションの月額利用料
- (2) 会社が定めた諸会費について、会員は会社が定めた所定の方法・期日に会社に納入しなければなりません。
- (3) 諸会費の役務提供対象期間は当月1日より当月末日の全休館日を除いた営業日における会員種別毎の利用可能時間内とします。
- (4) 会社は、会員に対する諸会費の請求に関する業務をすべて指定カード会社に委託いたします。したがって会員は入会の際に指定カード会社への会費決済(会費の口座振替集金制度)のための指定カード申込みが必要となります。
- (5) 入会時は、利用開始月と翌月の2か月分の諸会費を、現金もしくは会員が所有しかつ会社が提携する各種クレジットカード決済にて納入していただきます。
- (6) 会員種別の変更は翌月1日付にて、また退会は当月末日にて有効となりますので、在籍月の途中で種別変更・退会手続をされた場合でも諸会費の日割清算は一切おこないません。
- (7) 入会初月の諸会費については、入会期間に応じて次のとおり納入していただきます。

① 当月1～15日の間に入会の場合	諸会費の	100%
② 当月16～25日の間に入会の場合	諸会費の	50%
③ 当月26～末日の間に入会の場合	諸会費の	0%
- (8) 3か月目以降の諸会費の納入は、指定カード会社による会員の預金口座から毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に口座振替となります。
- (9) 会員種別ごとの会費額は別紙料金表のとおりとします。

ただし、料金表が改定された時は、新料金表を適用するものとします。
- (10) 個人契約ロッカーの月額使用料は別紙料金表のとおりとします。

ただし、料金表が改定された時は、新料金表を適用するものとします。

- (1)本クラブ開業前の時期に会社が会員を事前募集する特定期間中に限り、会社は前項の月会費額を割引して販売することがあり、消費税を除く割引額は会社が月会費の改定した場合もその会員が退会するまで継続されるものとします。ただし、会員の都合で会員種別を変更した場合は、当該割引は消滅するものとします。
- (12)いったん納入された諸会費で会社がおこなう役務提供月が到来した場合は、理由の如何を問わず会社はこれを返金いたしません。
- (13)ミリオネア会員で、会社がおこなう役務提供月到来前に退会手続を完了された場合は、会社は別途定める基準により役務提供未経過月分の諸会費について清算・返金をおこなうものとします。
- (14)会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動、消費税法等の改定に伴い、会員種別の改廃もしくは諸会費の金額を変更することができるものとし、その場合は施行の1か月前までに館内掲示その他の方法により会員に告示するものとします。
- (15)ただし、ミリオネア会費については、在籍期間中に消費税法改定が施行された場合においても、会社は同会員種別の役務提供未経過月分の会費に対する消費税差額を負担するものとします。
- (16)書面による退会の手続を完了した退会月の末日までは、会員は、その利用回数の有無にかかわらず諸会費納入の義務が発生します。
- (17)諸会費を滞納している会員は、滞納分の諸会費を納入しなければ諸施設の利用はできません。
- (18)会員の都合により諸会費の口座振替納入ができなかった場合は、その都度指定カード会社が指定する方法(再振替もしくは振込)による納入となり、本クラブ窓口での納入は一切できません。またこれに伴う振込手数料・遅延損害金は会員の負担となります。
- (19)ミリオネア会費を除く全ての諸会費について、一定期間の諸会費をまとめて前納することは一切できません。
- (20)休会費は別紙料金表のとおりとします。
ただし、料金表が改定された時は、新料金表を適応するものとします。
- (21)レンタルオプションの月額利用料は別紙料金表のとおりとします。
ただし、料金表が改定された時は、新料金表を適応するものとします。

第 13 条(諸料金)

- (1)本クラブにおける諸料金は別紙料金表のとおりとします。
ただし、料金表が改定された時は、新料金表を適応するものとします。
- (2)会社が定めた諸料金について、会員は会社が定めた所定の方法・期日に会社に納入しなければなりません。
- (3)前1項各号については、現金もしくは会員が所有しかつ会社が提携する各種クレジットカード決済にて、また本施設内での飲料類購入についてはその都度現金にて清算をしていただきます。

第 14 条(退会)

会員の都合による退会については、会社は以下のとおり定め、会員はこれに従わなければなりません。

- ①手続は会員本人が直接、本施設に来館のうえ、書面による所定の手続を完了しなければなりません。
- ②会員本人が死亡または疾病により直接来館できない場合に限り、会員の家族・親族の方が会員の意思に基づき退会の手続を本人に代わっておこなうことができます。この場合、会員本人の状況を証する書類(写し可)、ならびに代理の方と会員本人との関係を証する書類(写し可)を持参のうえ、本施設に来館していただきます。
- ③電話・書類送達による退会の手続は一切お受けしませんので無効となります。
- ④諸会費等に滞納・未払いがある場合、これを完済しなければ退会手続は無効となります。
月会費制のため退会は月単位での清算となりますので、書面による退会の手続を完了した退会月の末日までは、会員は、その利用回数の有無にかかわらず諸会費納入の義務が発生します。
- ⑤退会希望月の月末までに来館し手続をされることで翌月以降の諸会費納入義務は消滅します。
- ⑥会員の退会に伴い、会社は本施設内にて保管している当該会員に関する書類を退会手続終了後、破棄するとともに、コンピュータにて管理している会員に関する一切の個人情報を一定期間後すみやかに削除するものとします。

第 15 条(会員資格の譲渡・貸与等の禁止)

会員資格は本人限りとし、如何なる場合においても会員は、その会員資格を本人以外に譲渡・貸与・相続・名義変更その他包括承継することはできません。

第 16 条(休会)

- (1)会員が休会をする場合の期間は1ヶ月とします。1ヶ月を越えて休会をする場合は、希望月の前月までに再度手続きが必要となります。
- (2)休会を希望する場合は、希望月の前月最終営業日までに休会届を本会則第17条に基づき提出しなければなりません。
- (3)休会期間中について、会員は本施設を利用することができません。また、提携施設の優待サービスも受ける事ができません。

第 17 条(諸手続)

- (1)会員種別の変更・個人契約ロッカー等の諸手続については、会員本人が直接、本施設に来館のうえ会社が別途定める所定の方法で完了しなければなりません。また、入会申込書等の書類記載内容に変更があった場合(住所変更等)も、会員はすみやかに手続を完了しなければなりません。
- (2)会員本人が疾病により直接来館できない場合に限り、会員の家族・親族の方が会員の意思に基づき諸手続を本人に代わっておこなうことができます。この場合、会員本人の状況を証する書類(写し可)、ならびに代理の方と会員本人との関係を証する書類(写し可)を持参のうえ代理の方が本施設に来館して手続を行っていただき、その際に当該書類を会社に提出していただきます。
- (3)電話・書類送達による諸手続は一切お受けしませんので無効となります。
- (4)諸会費等に滞納・未払いがある場合、これを完済しなければ諸手続は無効となります。

第 18 条(会員資格の停止・除名処分による強制退会)

会員が以下の各号のいずれかに該当する場合は、会社はその会員に対し会員資格の停止あるいは除名処分をおこなうことができます。この場合入会登録金・諸会費・諸料金は一切返金せず、会社はその会員を強制的に退会させることができ、また滞納・未払い分がある場合は、会社は会員に対しその全額を請求するものとします。

- ①入会の際、会社に虚偽の申告をおこなったとき。
- ②本会則・利用約款、その他会社が会員に対して定めた諸規則の一に違反したとき。
- ③他の会員・会社および従業員に対し、その名誉を傷つける行為・言動をしたとき。
- ④本クラブおよび従業員に対する業務妨害をしたり、またはその恐れがあると容易に判断できる状態であるとき。
- ⑤他の会員の施設利用、本クラブの運営に迷惑となる行為・言動をしたとき、あるいはその恐れがあると容易に判断できる状態であるとき。

- ⑥諸会費を2か月分以上滞納または諸料金の支払いを怠り、指定カード会社ならびに会社からの支払催促にも応じないとき。
- ⑦諸会費の支払状況により、指定カード会社が定めた会員規約に基づき、会員が期限の利益の喪失をしたと判断したとき。
- ⑧本クラブの施設・設備を故意に損壊したとき。
- ⑨公序良俗に反する行為をおこなって、社会的に処罰を受けることとなったとき。
- ⑩入会后、他人に伝染または感染する恐れのある疾病にかかったとき。
- ⑪入会后、妊娠されたことが判明したにもかかわらず、会社にその告知を行わずに継続して在籍しているとき。
- ⑫入会后、本施設ならびに提携施設の利用を自立して行えなくなったか、本施設ならびに提携施設内の各案内・表示・館内放送ならびに従業員の指示等を自立して理解することが困難になったにもかかわらず、会社にその告知を行わずに継続して在籍しているとき。
- ⑬入会后、一時的にせよ筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病にかかったとき。また人工的な臓器を使用することになったにもかかわらず、会社にその告知を行わずに継続して在籍しているとき。
- ⑭入会に先立ち本人が申告した健康状態と異なった状態となり、本施設の利用に支障があると会社が判断した疾病・症状に該当することとなったとき。
- ⑮飲酒・薬物の使用に関し、会社が入場禁止あるいは退場処分をしたにもかかわらず、再度同様の状態にて施設利用をしようとしたとき。
- ⑯その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。
- ⑰その他、入会後に会員が入会時の申告と違う状況となり、そのことが入会資格に適さなくなったとき。
- ⑱施設利用上、会員本人ならびに第三者に対する安全を確保できないと会社が判断したとき。

第19条(禁止事項)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、会社はこれを会員の禁止事項違反とみなし、本会則第18条を適用します。

- ①会社の許可なく館内の設備および人物等を撮影すること。
- ②会社の許可なく本施設ならびに提携施設内において物品類の販売やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
- ③営利・非営利を問わず、物品・行事・思想等、一切の紹介や勧誘(団体への加入を含みます)をすること。
- ④他人、本クラブならびに会社を口頭・書面・インターネット等にて誹謗・中傷すること。
- ⑤他人に対する暴力・威嚇行為をおこなったとき。
- ⑥本クラブの施設利用に適切でない物品を本施設内に持込み、または本施設内にて使用すること。
- ⑦その他会社が利用約款・その他諸規則にて別途定めた禁止行為をおこなったとき。

第20条(会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- ①会員が退会したとき。
- ②会社から除名処分とされたとき。
- ③会員が死亡したとき。
- ④会社が本クラブを閉業したとき。

第21条(会社からの契約解除)

- (1)やむを得ない事情により、会員との契約を解除する場合、会社は書面にて会員に対し契約解除を通知いたします。
- (2)会社が会員に対し契約解除をおこなうときは、契約解除期日当日において会員資格がありかつ在籍している会員に対して、入会日より契約解除期日当日までの在籍期間に応じた次の区分に従い、入会登録金に代えて解約金を支払うものとし、
 - ①在籍期間が6か月未満の場合、納入された入会登録金の全額相当額を支払います。
 - ②在籍期間が6か月以上12か月未満の場合、納入された入会登録金の50%相当額を支払います。
 - ③在籍期間が12か月以上の場合、解約金は支払いません。
- (3)会員が納入した諸会費・諸料金について役務提供未経過月分がある場合は、会社はその対象額を返還いたします。
- (4)ミリオネア会費について役務提供未経過月分がある場合は、会社は受付時に交付した清算返金表に基づき対象額を返金いたします。

3. その他

第22条(会則の改定)

- (1)会社は必要と認められた場合、本会則の改定をおこなうことができます。
- (2)改定を実施した場合、会社は本施設内の所定の場所に1か月間掲示するとともに、全会員に対してすみやかに当該書類の交付をおこないます。
- (3)改定内容については、全会員に適用されるものとし、

附則

本会則は2008年1月28日より施行いたします。

2010年4月1日改定

2011年5月1日改定

2014年4月1日改定

以上

株式会社 久 八